

## 不動産執行事件及び債権執行事件の取扱いについて

広島地方裁判所民事第4部

広島地方裁判所福山支部

呉支部及び三次支部の不動産執行事件及び債権執行事件については、広島地方裁判所本庁に、尾道支部の不動産執行事件及び債権執行事件については、広島地方裁判所福山支部に一部が集約されておりますので、申立てをされる際や入札等をされる際には、提出先の裁判所をお間違いのないよう確認してください。

### 1 本庁及び福山支部に集約された事件

不動産強制競売事件，不動産強制管理事件（ヌ）

担保不動産競売事件，担保不動産収益執行事件（ケ）

債権執行事件（ル），（ナ）

債権配当等手続事件（リ）

財産開示事件（財チ）

### 2 呉支部，三次支部及び尾道支部で引き続き取り扱う事件

動産執行事件，明渡執行事件，仮差押執行事件，仮処分執行事件等

### ※ 不動産執行事件及び債権執行事件に関する問い合わせ先

郵便番号 730-0012

広島市中区上八丁堀 2 番 4 3 号

広島地方裁判所民事第4部 執行受付係

電話 082-502-1390（直通）

郵便番号 720-0031

広島県福山市三吉町一丁目 7 番 1 号

広島地方裁判所福山支部 執行係

電話 084-923-2825（直通）

### ※ 入札方法についての問い合わせ先

広島地方裁判所執行官室

電話 082-228-0421（代表）・内線（4194・4195）

広島地方裁判所福山支部執行官室

電話 084-921-6792（直通）